

バイナリー・オプション取引に関する ワーキング・グループ (第5回)

日 時：平成25年9月18日（水）10時～

場 所：日本証券業協会 第7会議室（東京証券会館6階）

議 案：バイナリーオプション取引に関する規則（案）の提示について

以 上

バイナリーオプション取引に関する規則 制定案

金先協規則	WG提示案	日証協規則（案）	備考
個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則		バイナリーオプション取引に関する規則	
第1章 総則			
（目的） 第1条 この規則は、金融先物取引業務取扱規則（以下、「業務取扱規則」という。）第25条の5に基づき、店頭バイナリーオプション取引のうち、個人顧客を取引の一方の相手方として、継続的かつ反復して取引を行うことができる仕組みをもって行われる取引（以下「個人向け店頭バイナリーオプション取引」という。）の取扱いに関し、投資者の保護と業務の適正化を図ることを目的に、取引の内容、その他会員の業務態勢整備に必要な事項を定める。		（目的） この規則は、協会員が顧客との間で行うバイナリーオプション取引に関し、取引の執行及び顧客管理等について遵守すべき事項を定め、もって投資者の保護に資することを目的とする。	
（定義） 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 （1）店頭バイナリーオプション取引 金融商品取引法（以下「法」という）第2条第22項第3号又は第4号に規定するオプション取引のうち、権利行使価格と判定価格があらかじめ定めた一定の条件を満たした場合に、一定の金銭を受け取ることでできる権利を、相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約するオプション取引をいう。 （2）原資産 法第2条第22項第3号又は第4号において権利の対象となる金融商品又は金融指標のうち、次に掲げるものをいう。 ①預金契約に基づく債権等（法第2条第24項第2号に規定するものに限る） ②通貨（法第2条第24項第3号） ③金利指標（金融指標（法第2条第25項）のうち、預金契約に基づく債権等の利率等	規則におけるバイナリーオプション取引（規制の対象となる取引）の定義を、以下のとおりとする。 ・特定店頭オプション取引（金商業等府令123条6項）のうち、次のすべてに該当するもの。 ☐有価証券関連デリバティブ（法28条8項4号ハ、ニ）に当たるもの ☐複数の個人顧客を相手方として取引を行うもの ☐継続的かつ反復して取引を行う仕組みのもの 【WG検討結果】 「継続的かつ反復して取引を行う仕組み」については、継続意見募集 【WG開催後の意見】 1. 「継続的かつ反復して取引を行える仕組みのもの」との定義では、どのような取引も対象となりえてしまうため、意味がないのではないか。（又は、要件として不要ではないか。） 2. ペイアウト額が条件によって段階的又は不連続に変化するような仕組みのオプション取引についても、本規則の対象とするか。（府令の対象ではないと思われる。）	（定義） この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 1 バイナリーオプション取引 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」という。）第123条第6項に定める特定店頭オプション取引のうち、次のイからハまでのすべてに該当する取引をいう。 イ 有価証券関連デリバティブ取引（定款第3条第7号ロに規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。）であること ロ 多数の個人を相手方として行う取引として提供されるものであること ハ 顧客が継続的かつ反復して取引を行うことができる仕組みのものであること 2 オプション バイナリーオプション取引において、権利取得者（当該オプションを付与された者をいう。以下同じ。）の意思表示により、当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標（金商法第2条第25項に規定する金融指標をいう。以下同じ。）としてあらかじめ設定した金融指標の数値（以下「権利行使価格」という。）と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該金融指標の数値（以下「判定価格」という。）が一定の条件を満たした場合には、権利付与者（当該オプションを付	【参考：特定店頭オプション】 金商業等府令123条6項 第一項第二十一号の四の「特定店頭オプション取引」とは、店頭デリバティブ取引であって、法第二条第二十二項第三号に掲げる取引（同号に規定する権利を行使することにより成立する取引が同項第二号に掲げる取引であるものに限る。）又は同項第四号に掲げる取引のうち、<u>これらの取引に係るオプションが行使された場合に一定額の金銭を授受することとなる</u>ものをいう。 【参考：上場指数OPの定義】 東証 指数OPの特例 2条2項 この特例において指数オプションとは、権利取得者（当該オプションを付与された者をいう。以下同じ。）の意思表示により当事者間において、当該意思表示を行う場合の指数

金先協規則	WG提示案	日証協規則（案）	備考
（法第2条第25項第1号）又は預金契約に基づく債権等の利率等に基づいて算出した数値（法第2条第25項第4号）。ただし法第2条第22項第3号口に規定するオプション取引に限る。） ④通貨指標（金融指標のうち、通貨の価格（法第2条第25項第1号）又は通貨の価格に基づいて算出した数値（法第2条第25項第4号）） （3）原資産価格 原資産の価格又は値をいう。 （4）権利行使価格 個人向け店頭バイナリーオプションの取得者が権利行使するとき、ペイアウト額を確定させるために権利行使の条件としてあらかじめ定める原資産価格をいう。 （5）判定価格 権利行使価格と照合し、ペイアウトの条件を満たしているかを判断するために用いる原資産価格をいう。 （6）ペイアウト 個人向け店頭バイナリーオプション取引契約に基づき、あらかじめ約する条件を満たした場合に、個人向け店頭バイナリーオプションの付与者が取得者に金銭を支払うことをいう。 （7）ペイアウト額 ペイアウトによって支払われる金銭をいう。 （8）取引期間 会員が顧客との間で行う個人向け店頭バイナリーオプションの取引開始時間から判定時刻までの期間をいう。	3. 規制対象となるバイナリーオプション取引の要件に、業者がマーケットメイカーのように取引価格を提示して行われるような仕組みのものという要素を入れるか。	与した者をいう。）が権利取得者に、あらかじめ当事者間で定めた一定の金銭（以下「ペイアウト額」という。）を支払うこととなる取引を成立させることができる権利をいう。 3 銘柄 権利行使価格及び判定価格において参照する金融指標並びに判定期限が同一のオプションをいう。ただし、コールオプション又はプットオプションの別がある場合には、権利行使価格及び判定価格において参照する金融指標並びに判定期限が同一のコールオプション又はプットオプションをいう。 4 取引開始時刻 各銘柄において顧客が当該銘柄の売付け又は買付けを行うことができることとなる時刻をいう。 5 判定期限 各銘柄においてオプション取得者が権利行使を行うことができる期限（権利行使が行える時期が一時点の場合には、当該時点）をいう。 6 取引期間 各銘柄における取引開始時刻から判定期限までの期間をいう。 7 バイナリーオプション取引等 バイナリーオプション取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をいう。	としてあらかじめ設定した数値（以下「権利行使価格」という。）と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該指数の数値（以下「現実指数」という。）との差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利をいう。 3 この特例において権利行使とは、指数オプションの行使をいう。 【参考：オプションの定義】 金商法2条22項4号 四 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の金融指標としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引
		（通則） 協会員は、バイナリーオプション取引を行うに当たっては、この規則によるほか、金融商品取引法（以下「金商法」という。）その他関係法令、諸規則等を遵守しなければならない。 2 協会員は、バイナリーオプション取引を行うに当たっては、過度に投機的な取引を誘引することのないよう留意しなければならない。	

金先協規則	WG提示案	日証協規則（案）	備考
第2章 取引等の内容			
（取引期間） 第3条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、取引期間の基準値（時間。以下同様とする。）を定め、全ての個人向け店頭バイナリーオプション取引の取引期間が、基準値以上となるようにしなければならない。 2 会員は、取引期間の異なる個人向け店頭バイナリーオプション取引（ただし原資産を同一とする取引に限る。）を同時に取り扱う場合には、各々の取引に係る取引期間の終了時刻について、前項の基準値以上の間をもって設定しなければならない。	○取引期間については以下の点を規則に定める。 ・過度の投機的取引を助長しないよう取引期間（取引開始時刻から取引期限までの時間）は最低2時間程度としなければならない。 【WG検討結果】 原案通り ○取引期限の間隔については、以下の点を規則に定める。 ・過度の投機的取引を助長しないよう各銘柄の取引期限の間隔は、最低2時間程度設けなければならない。ただし、異なる金融指標を参照する銘柄を同時に取り扱っている場合において、各銘柄の取引期限に合理的な理由があるときはこの限りでない。 【WG検討結果】 原案通り 【WG開催後の意見】 1 同一指標を対象とする商品の取引期限のインターバルは、ゼロもしくは2時間以上、という表現ではどうか。 2 また、わずかに商品性を変えることで、複数の銘柄を2時間以内の短い取引期限のインターバルで並べることに對する制限を明確化しておく必要は無いか。	（取引期間） 協会員は、バイナリーオプション取引における各銘柄の取引期間を2時間以上となるよう設定しなければならない。 2 協会員は、バイナリーオプション取引における各銘柄の判定期限を同時又は間隔が2時間以上となるよう設定しなければならない。ただし、参照する金融指標が異なる銘柄を取扱う場合において、各銘柄の判定期限に合理的な理由があるときはこの限りでない。	※WG提示案では「最低2時間程度」としていたが、規定の明確化のため「2時間以上」としたが、実務上の問題がないかWGにて、特にご意見を伺いたい。
（売買期限） 第4条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、取引開始時刻から判定時刻まで、顧客の買付取引又は売付取引注文（新規取引注文を含む）に応じることができる取引の執行態勢の整備に努めなければならない。	売買可能期間については、以下の点を規則に定める。 ・取引期間中、判定時刻又はその直前に至るまで、顧客の買付注文又は売付注文に応じる態勢を整備しなければならない。 【WG検討結果】 原案通り	（売買期限） 協会員は、バイナリーオプション取引について、判定期限又はその直前に至るまで、顧客の買付け又は売付けに応じる態勢を整備しなければならない。	
（取引方法） 第5条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、次に掲げる方法のうち、少なくともいずれか一の方法をもって、顧客との取引を行う態勢を整備しなければならない。 （1）同一の原資産、取引期間及び権利行使価格とする個人向け店頭バイナリーオプシ	取引の提供方法については以下の点を規則に定める。 ・取引の公正性を保つため、以下のいずれかの方法により、バイナリー・オプション取引を提供しなければならない。 ①同一の原資産、取引期間及び権利行使価格を有する商品について、顧客が新規買付けと新規売付けの機会を同時に提供する方法 ②すべての顧客が損失を被る場合が発生するような設定を排除する方法	（取引方法） 協会員は、バイナリーオプション取引を行うに当たっては、次の各号に掲げるいずれかの方法により顧客との取引を行わなければならない。 1 同一のオプション（取引期間、参照する金融指標、権利行使価格及びペイアウト額を確定させるための条件が同一のオプションをいう。）について、顧客の新規買付け及び新規売付けの機会を同時に提供する方法 2 すべての顧客が一斉に損失となる条件設定が取り除かれている仕組	【参考：監督指針の表現】 1号 同一の原資産、取引期間及び権利行使価格を有する商品について、新規買付取引と新規売付取引の機会を同時に

金先協規則	WG提示案	日証協規則（案）	備考
ョンを用いて、顧客に新規買付取引と新規売付取引の機会を同時に提供する方法 （２）その他、全ての顧客が一斉に損失となる条件設定が取り除かれている仕組みを用いて顧客との取引を行う方法	【WG検討結果】 原案通り 【WG開催後の意見】 「② すべての顧客が損失を被る場合が発生するような設定を排除する方法」ですが、極端なことを言えば日経平均 20000 円コールばかりをお客様がご購入されて、それらが全てゼロになる様な事態も想定されますので、「顧客の選択がどのようなものであっても、ある一定の条件下で全ての顧客が損失を被る可能性がある設定を排除する方法」では如何でしょうか。	みを用いて顧客との取引を行う方法（前号に掲げる方法を除く。）	提供する方法 2号 権利行使価格について、全ての顧客が損失を被る場合が発生するような設定（いわゆる「総取り」）を排除する方法
（取引価格の提示等） 第6条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客に提示し、取引を成立させる取引価格に関し、合理的な根拠に基づき決定する仕組みを整備しなければならない。 2 会員は、顧客が、会員から提示される買付価格と売付価格を同時に確認することができる仕組みを整備しなければならない。 3 会員は、ペイアウト額を固定し、取引期間中の個人向け店頭バイナリーオプションの価値の変化を取引価格によって顧客に提示する仕組みを整備しなければならない。	取引価格については以下の点を規則に定める。 ・権利行使期間、権利行使価格、残存期間及び原資産の価格等に照らし、公正な方法により取引価格（対価）を算出し、当該取引価格を顧客に提示する仕組みを整備しなければならない。また、ペイアウト額を固定し、取引期間中の当該バイナリーオプションの価値の変化を当該取引価格の変動によって顧客に提示する仕組みを整備しなければならない。 ・顧客が、取引価格の売値・買値を同時に確認することができる仕組みを整備しなければならない。 【WG検討結果】 原案通り	（取引価格の提示等） 協会員は、バイナリーオプション取引を行うに当たっては、顧客に提示するオプションの取引価格について、次の各号を満たす仕組みを整備しなければならない。 1 当該オプションの権利行使価格、判定期限までの残存時間及び参照する金融指標等の数値等に照らし、公正な方法により取引価格を算出し、当該方法によって算出した取引価格を顧客に提示する仕組み 2 オプションの買付価格及び売付価格を同時に顧客に提示する仕組み 3 ペイアウト額を固定し、取引期間中の当該オプションの価値の変化を取引価格によって顧客に提示する仕組み	
（権利行使価格の決定時期） 第7条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、取引期間の開始までに権利行使価格を定め、全ての顧客に同一の権利行使価格を示さなければならない。 2 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、取引期間中に権利行使価格を追加してはならない。 （１）取引期間の残存時間中、既に取引に供している権利行使価格のいずれかによって、顧客との取引が円滑に行い得る状況にある場合 （２）権利行使価格を追加する時点で、取引期間の残存時間が、第3条第1項に定める基準値を下回る場合 （３）権利行使価格を追加することがある旨、あらかじめ顧客への説明が行われていな	権利行使価格の決定時期については、以下の点を規則に定める。 ・取引開始前に、あらかじめすべての顧客に同一の権利行使価格を示さなければならない。 ・過度の投機的取引を助長することのないよう、権利行使価格の設定について以下に掲げるような行為を行ってはならない。 イ. 判定時刻の直前に権利行使価格の追加設定をすること ロ. 既に設定している権利行使価格を用いて顧客が新規買付け及び新規売付けを円滑にできるにもかかわらず、判定時刻までの取引時間が2時間未満の時点で権利行使価格を追加設定すること 【WG検討結果】 イ.の規定を設けるか否か継続意見募集。 【WG開催後の意見】 権利行使価格の追加は新たな商品の追加と実質的に何ら変わらないと	（権利行使価格の提示等） 協会員は、バイナリーオプション取引を行うに当たっては、あらかじめすべての顧客に対し同一の権利行使価格を提示しなければならない。 2 協会員は、顧客との取引を開始している銘柄について次の各号いずれかに該当する場合は、権利行使価格を追加してはならない。 1 既に設定した権利行使価格を用いて顧客が新規買付け及び新規売付けを円滑にできる状況にある場合 2 判定期限までの時間が2時間未満の場合	※（権利行使価格の提示等）と（権利行使価格の設定）は、条文の順序を入れ替える予定。

金先協規則	WG提示案	日証協規則（案）	備考
い場合	考えられますので、取引期間を最低2時間程度とすることを求める規定によると、当然に2時間以上の取引期間を設け、かつ取引期限は2時間以上のインターバルが求められることから、イ・ロの様な権利行使価格の追加はそもそも不可能ですが、それで良いのではないのでしょうか。「過度の投機的取引を助長することのないよう」、規制事務局案2つ目の・は全部が不要と考えます。なお、勿論、2時間以上の取引期間と、2時間以上の取引期限のインターバルを確保しながら新たな権利行使価格を追加するのは、可と考えます。 確かに、追加設定を認めない場合、当初において権利行使価格がかなり広い価格帯に渡って設定される傾向を助長し、時価から権利行使価格が大きく乖離したディープ OTM のオプションについてはペイアウト倍率が大きくなってしまう、ということは起こり得るかもしれませんが、そのデメリットよりも、2時間以内の取引期間を認めてしまうことによる上記②ルールの形骸化の弊害の方がはるかに大きいと考えます。 事務局案の銘柄の定義によると、例えば、権利行使価格のみが異なる幾つかのオプションが同一の判定時刻であった場合、それらを全て同一銘柄と呼ぶことになり、やはり少し判りにくい様に思います。条件が少しでも異なれば、「異なる銘柄」と呼んで問題ないのではないのでしょうか。 後の表現で「取引開始後の権利行使価格の追加設定」とありますが、ここでも「同一銘柄における行使価格の追加設定」といった複雑な定義を持ち出す必要は無く、2時間以上の取引期間と、2時間以上の取引期限のインターバルを確保しながら新たな権利行使価格を追加するのは、それもまた単に「新たな銘柄の追加」という整理で差し支えないと思料いたします。		
（権利行使価格の設定） 第8条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、権利行使価格の設定基準を定め、取引期間の開始時点の原資産価格と著しく乖離することなく、権利行使価格を決定することができる態勢を整備しなければならない。 2 権利行使価格の追加を行う場合、前項の「取引期間の開始時点」を「権利行使価格の追加時点」と読み替え、前項を適用する。	権利行使価格の設定については、以下の点を規則に定める。 ・過度の投機的取引を助長しないよう権利行使価格の設定（又は追加）基準をあらかじめ定め、ペイアウト額と比較し著しく低い取引価格とならないような権利行使価格を設定する態勢を整備しなければならない。 【WG検討結果】 「著しく低い取引価格とならないような」という表現をするか、継続検討。	（権利行使価格の設定） 協会員は、バイナリーオプション取引を行うに当たっては、あらかじめ権利行使価格の設定に係る基準を定める等、過度に投機的な取引を助長しないような権利行使価格を設定する態勢を整備しなければならない。	※（権利行使価格の提示等）と（権利行使価格の設定）は条文の順序を入れ替える予定。

金先協規則	WG提示案	日証協規則（案）	備考
	【WG開催後の意見】 「ペイアウト倍率」については、極力WGでコンセンサス水準の議論を深めていくべきではないか。		
第3章 業務管理			
（取引概要の公表） 第9条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、取引説明書に記載する取引の概要その他顧客が当該取引を適切に行うためにあらかじめ理解すべき事項を公表しなければならない。 2 会員は、前項により公表する事項について、その解説及び顧客の理解に資する情報を顧客に周知し、顧客の理解の促進に努めなければならない。	顧客への取引概要等の公表に関し、規則において以下の点を定める。 ① 自社で取り扱うバイナリー・オプション取引を適切に行うために、顧客があらかじめ理解すべき事項を定め、その内容を公表しなければならない。 ② あらかじめ理解すべき事項には、以下の事項を組み入れなければならない。 <u>イ）自社で取り扱うバイナリー・オプション取引の概要</u> ※ 提供する商品内容は各社により異なるため、項目の詳細については規定しないものの、以下に掲げる監督指針で求められている取引条件の算出根拠については、必ず含まなければならないこととしてはどうか。 i）取引価格 ii）権利行使価格 iii）権利行使の判定に使用する金融指標 <u>ロ）当該バイナリー・オプション取引のリスク及び手数料</u> ※ 以下の点を、必ず含まなければならないこととしてはどうか。 i）取引金額が少額であっても多数回の取引を繰り返し行うことにより、大きな損失を被るおそれがあること ii）顧客の保有する買建玉につき、判定時刻で予測が外れた場合には、投資元本がゼロとなること。 iii）顧客の売建玉につき、判定時刻で予測が外れた場合には、ペイアウト額を支払うこととなること、及び当該ペイアウト額は受け取る取引価格を上回り、投資損失となること。 <u>ハ）その他当該バイナリー・オプション取引を行うにあたり、顧客が合理的な投資判断を行うために、必要と認める事項</u> ※ 以下の点を必ず含まなければならないこととしてはどうか。 i）顧客全体の支払金額と受取金額の差額が、業者の収益の源泉とな	（取引概要の公表） 協会員は、顧客がバイナリーオプション取引を適切に行うことができるよう、自社が取り扱うバイナリーオプション取引に関し顧客があらかじめ理解すべき事項について公表しなければならない。 2 前項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項には、少なくとも次の各号において掲げる事項を含むものとする。 1 当該協会員が取扱うバイナリーオプション取引の概要 イ 取引価格の決定方法 ロ 権利行使価格の設定方法（追加設定を行うことがある場合は、その条件等を含む。） ハ 権利行使の判定に使用する金融指標に係る留意点及び当該金融指標の提供元 2 当該取引のリスク及び手数料 イ 取引金額が少額であっても多数回の取引を繰り返し行うことにより、多額の損失を被るおそれがあること ロ 顧客の保有する買建玉につき、判定時刻において予測が外れた場合には投資元本の全額が損失額となること ハ 顧客の売建玉につき、判定時刻において予測が外れた場合には顧客がペイアウト額を支払うこととなること、及び当該ペイアウト額は顧客が受け取った取引価格を上回り、その差額が投資損失となること 3 その他当該取引を行うに当たり、顧客が合理的な投資判断を行うために必要と認める事項 イ 顧客全体の支払金額と受取金額の差額が協会員の収益の源泉となっていること ロ 当該取引について顧客が合理的な投資判断を行うためには、オプション取引についての専門知識が必要となること ハ 参照する金融指標の配信停止及びシステム障害等の理由により、	

金先協規則	WG提示案	日証協規則（案）	備考
	っていること。 ii）バイナリー・オプション取引について合理的な投資判断を行う場合には、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となること。 iii）取引停止等が生じる可能性がある場合には、あらかじめ想定されるその発生事由 【WG検討結果】 原案どおり	顧客との取引継続の停止、新規売買取引の停止又は遅延（以下「取引停止等」という。）が生じる可能性がある場合には、あらかじめ想定されるその発生事由	
（広告審査） 第１０条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引に係る広告を行う場合、その広告内容に関し、顧客に当該取引を行うに当たり必要となる知識を提供し、顧客が適切に投資を行うことに資するものとなっていることを確認しなければならない。 ２ 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引を対象とするアフィリエイト広告を利用する場合、前項に係る広告審査基準を用い、利用するコンテンツを十分に確認する態勢を整備し、アフィリエイト広告の適切な利用に努めなければならない。 ３ 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引を行う顧客に対する景品類の提供等の顧客の冷静な投資判断を妨げる広告姿勢を控えなければならない。	（広告審査の体制整備） バイナリー・オプション取引に関する広告は、「広告及び景品に関する規則」に基づき広告審査等を行うこととし、広告について、バイナリー・オプション取引に固有な規定は設けない。 【WG検討結果】 原案通り （過度の投機的取引を誘引するもの又はそのおそれのある表示の禁止） バイナリー・オプション取引に関する表示について、規則において以下の点を定める。 ・協会員は、バイナリー・オプション取引について、過度の投機的取引を誘引するもの又はそのおそれのある表示を行ってはならない。 【WG検討結果】 原案通り。	（過度に投機的な取引を誘引する表示の禁止） 協会員は、バイナリーオプション取引等について、過度に投機的な取引を誘引する又はそのおそれのある表示を行ってはならない。	※ 金先協の広告に関するＱ＆Ａ（非公表。会員のみの。）において、「(いわゆる)キャッシュバックを伴うキャンペーン広告については、対象となる顧客に対し一定量の取引を促すなど、顧客の積極的な取引の動機づけを目的としている場合が多いため、このような広告のほとんどは、顧客にとって過度な投機的取引の誘引となる可能性が高いものと考えられます。」とある。規則上、明確にキャッシュバック等を禁止しているものではないが、Ｑ＆Ａには「顧客の冷静な投資判断の妨げになる虞があると考えます。」とある。 日証協においても、口座開設に伴う景品や、取引に伴うキャッシュバックについては、「広告等に関する指針」に則って提供することが求められているが、さらに、ＢＯ規則において、「過度に投機的な取引を誘引する表示」を禁止することにより、当該景品やキャッシュバックが過度に投機的な取引を誘引するもの又はそのおそれのある場合には、表示を行えないこととなる。
（取引開始基準） 第１１条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引の顧客との取引開始基準（業務取扱規則第７条に規定する基準をいう。）について、次の事項を組み入れなければならない。 （１）デリバティブ取引に関する投資経験年	取引開始基準に関し、規則において以下の点を定める。 ①バイナリー・オプション取引について、取引開始基準を定めなければならない。 ②バイナリー・オプション取引の取引開始基準の項目としては、以下のものを定めなければならない。	（取引開始基準、注意喚起文書の交付等） バイナリーオプション取引等に係る取引開始基準及び注意喚起文書の交付等の取扱いについては、それぞれ、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第６条及び第６条の２に定めるところによる。	※当該条文は、雑則に置く予定。

金先協規則	WG提示案	日証協規則（案）	備考
数 （２）店頭バイナリーオプション取引に関する顧客の有する知識 （３）保有する金融資産額及び収入 （４）投資目的 （５）顧客の申告する取引限度額又は損失限度額 （６）その他会員が個人向け店頭バイナリーオプション取引に対する顧客の適合性を判断するに必要とする事項 ２ 会員は、取引開始を申し込む顧客から、前項各号に掲げる顧客の情報を取得し、当該顧客との取引開始の適否を判断しなければならない。 ３ 会員は、第１項各号について、判定に用いる数値など基準を具体的に定め、当該基準を満たさない顧客と取引を行なわないようにしなければならない。 ４ 会員は、第１項第２号における顧客の有する知識の確認について、当該顧客との質問および回答をもって、具体的に行わなければならない。 ５ 会員は、第１項各号に掲げる顧客の情報を、顧客カード（業務取扱規則第６条第１項に規定するカードをいう。）に記載しなければならない。 ６ 会員は、前項の顧客カードへの登録情報に関し、次の各号に従い、管理しなければならない。 （１）顧客が登録した情報の変更を求める場合には随時受け付け、必要な変更を行うこと。 （２）一定の期間を定めて顧客に登録情報の再確認を求めること ７ 会員は、第１項各号に係る基準の設定及び変更に関する手続を定め、決定した基準を文書によって保管しなければならない。	イ)デリバティブ取引の経験に関する事項 ロ)財産の状況に関する事項 ハ)顧客からの預り資産に関する事項 ニ)投資目的に関する事項 ホ)その他当社が必要と認める事項 ③顧客とバイナリー・オプション取引を開始する前に、取引開始基準を満たしているか判断するために必要な情報を当該顧客より取得するとともに、当該情報を保存しなければならない。 【WG検討結果】 ①及び③は原案どおり。 ②は削除。 理由）現行の投資勧誘規則６条２項に含まれると整理。		

金先協規則	WG提示案	日証協規則（案）	備考
（基礎知識の確認） 第１２条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、前条第４項により確認する顧客の知識水準として、次に掲げる事項とその内容を具体的に定め、顧客が取引の申し込みを行う前に、当該知識を習得することができる機会を提供しなければならない。 （１）第９条に規定する事項及び解説等 （２）個人向け店頭バイナリーオプション取引に係るリスクに関する事項 （３）オプション取引の基礎知識に相当する事項 （４）その他顧客が個人向け店頭バイナリーオプション取引を適切に行うために必要な基礎知識に相当する事項 ２ 会員は、前項各号に関する顧客の知識又は理解が十分でないと認められた場合には、当該顧客からの個人向け店頭バイナリーオプション取引の申し込みに係る手続きを進めてはならない。		※WGの議論においては、他の有価証券関連デリバティブ取引を行う際の顧客の理解の確認方法と比べ、バイナリーオプション取引についてのみ顧客にテストを行わせることを別途規則で義務付ける必要はないとの意見に賛否両論あった。一方、バイナリーオプション取引は他の商品と比較して、固有の商品性やリスクがあることから、それらの項目については、従来日証協で確認項目としている事項に限らずバイナリーオプション取引特有の確認事項を設けるべきであるとの意見があり、バイナリーオプション取引に係る理解の確認については確認書において対応することとした。	【金先協 知識確認テストの項目】 ①商品の仕組み（プレーンＯＰの基礎知識も含む） ②取引方法（ＯＰの投資判断、利用方法） ③取引リスク ④取引概要（概要を理解するために必要な用語などの理解） ⑤価格計算
（取引説明書） 第１３条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客に交付する取引説明書又は同書に付属する資料に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 （１）第９条第２項に規定する解説 （２）次条第１項に規定する確認書に記載する事項に関する説明 （確認書の徴求） 第１４条 業務取扱規則第８条の２第１項の規定は、個人向け店頭バイナリーオプション取引に適用する。この場合、「店頭金融先物取引」とあるのは「個人向け店頭バイナリーオプション取引」と読み替えるものとする。 ２ 会員は、第１項により顧客に徴求する確認書について、顧客から確認書を徴求した日から１年以内に当該顧客との間で行われる同種の内容の取引については、確認書を徴求	顧客に対する説明書の交付及び確認書の徴求に関し、規則において以下の点を定める。 【初めて締結しようとするとき】 ① 顧客とバイナリー・オプション取引の契約を初めて締結しようとするときは、（１）②イ～ハに掲げる「あらかじめ理解すべき事項」を記載した書面（以下「取引説明書」（仮称）という。）を交付（電磁的方法による提供を含む。）しなければならない。ただし、（１）②イ～ハに掲げる「あらかじめ理解すべき事項」のうち契約締結前交付書面に記載されている事項については、契約締結前交付書面と同時に交付する場合には取引説明書への記載を省略することができる。 ② 顧客とバイナリー・オプション取引の契約を初めて締結しようとするときは、「取引説明書の記載事項を理解し、当該顧客の判断と責任において取引を行う」旨の確認を得るため、当該顧客から当該バイナリー・オプション取引に係る確認書を徴求しなければならない。 なお、確認書において、（１）②ロ及びハに掲げる事項については、当該項目ごとに顧客が理解したことを確認できる書式を用いなければならない。	（取引説明書の交付及び確認書の徴求） １ 協会員は、顧客（特定投資家（金商法第２条第３１項に規定する特定投資家（同法第３４条の２第５項の規定により、金商業等府令第５３条第１号又は第２号に掲げる契約の種類について特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第３４条の３第４項（同法第３４条の４第６項において準用する場合を含む。）の規定により、金商業等府令第５３条第１号及び第２号に掲げる契約の種類について特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。以下この条及び次条（取引限度額及び損失限度額）において同じ。）とバイナリーオプション取引等を行うに当たっては、第●条第１項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項について記載した書面（以下「取引説明書」という。）を作成しなければならない。ただし、第●条第１項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項の一部が金商法第３７条の３に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）に記載されている場合には、当該事項については取引説明書への記載を省略することができる。 ２ 協会員は、顧客とバイナリーオプション取引等に係る契約を締結しようとするときは、取引説明書（第●条第１項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項の一部が金商法第３７条の３に規定する契約締結前交付書面に記載されている場合には、当該契約締結前交付書面を含む。以下	※「バイナリーオプション取引」の定義は、３条に規定するとおり、「多数の個人を相手方として行う取引として提供されるものであること」が要件であるが、当該取引を法人が行うことも考えられる。 そこで、当該取引を法人が行う場合の取扱い（「顧客」の範囲に法人を含むか否か）について規則において対応する必要がある。 この点、商品性に係る規制（「売買期限」、「取引方法」、「取引価格の提示等」、「権利行使価格の提示等」）については、個人顧客・法人顧客の別なく適用することで問題ないと考えられる。また、顧客管理に係る規制のうち、「取引概要の公表」についても、顧客の別なく適用することで問題ないと考えられる。 一方、顧客管理に係る規制のうち、適

金先協規則	WG提示案	日証協規則（案）	備考
しないこととすることができる。 3 会員は、第1項の規定により顧客から徴求する確認書に、次の事項を記載しなければならない。ただし会員の取り扱う個人向け店頭バイナリーオプション取引の内容に該当しない事項を除く。 （1）期日のある取引であること （2）顧客の保有する買建玉につき、判定時刻で予測が外れた場合には、投資元本がゼロとなること。 （3）顧客の売建玉につき、判定時刻で予測が外れた場合には、ペイアウト額を支払うこととなること、及び当該ペイアウト額は受取る取引価格を上回り、投資損失となること （4）顧客全体の支払金額と受取金額の差額が、業者の収益の源泉となっていること。 （5）合理的な投資判断を行う場合には、オプション取引の理論的根拠等の専門知識が必要となること （6）業務取扱規則第8条の2第1項各号に掲げる事項 （7）その他特に留意すべき事項 4 会員は、前項の事項に関する具体的な内容について、顧客が容易に確認できるようにするため、確認書に、取引説明書又は同書に付属する資料内における前条各号に係る記載箇所を明示しなければならない。	【2回目以降】 ③ バイナリー・オプション取引を行う顧客に対し、1年に1回、取引説明書を交付（電磁的方法による提供を含む。）しなければならない。ただし、（1）②イ～ハに掲げる「あらかじめ理解すべき事項」のうち契約締結前交付書面に記載されている事項については、契約締結前交付書面と同時に交付する場合には取引説明書への記載を省略することができる。 ④ バイナリー・オプション取引を行う顧客に対し、1年に1回、「取引説明書の記載事項を理解し、当該顧客の判断と責任において取引を行う」旨の確認を得るため、当該顧客から当該バイナリー・オプション取引に係る確認書を徴求しなければならない。 なお、確認書において、（1）②ロ及びハに掲げる項目については、当該項目ごとに顧客が理解したことを確認できる書式を用いなければならない。 【WG検討結果】 原案どおり （基本的な業務フローについては異論なし） ・知識の確認テストを規則で義務付けないことについては、金先協規則との平仄が大きいことから、反対意見もあった。 （注） ・上記「確認書」の徴求についてバイナリーの規則において定めることに伴い、バイナリー・オプション取引については、投資勧誘規則第8条1項に定める確認書の徴求対象取引から除く。 ・投資勧誘規則6条の2の「注意喚起文書の交付等」に係る規定は、（引き続き）バイナリー・オプション取引にも適用。	同じ。）を交付し、取引説明書の記載事項について説明しなければならない。 3 第●条第1項に規定する顧客があらかじめ理解すべき事項のすべての事項について協会員が作成する契約締結前交付書面に記載されている場合には、当該契約締結前交付書面の作成、交付及び説明を行うことをもって、前2項に規定する取引説明書の作成、交付及び説明を行ったものとみなす。 4 協会員は、顧客とバイナリーオプション取引等に係る契約を締結しようとするときは、取引説明書（前項に規定する契約締結前交付書面を含む。）に記載された第●条第2項各号の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該バイナリーオプション取引等に係る確認書（以下「確認書」という。）を徴求しなければならない。 5 前項に規定する確認書において、第●条第2項第2号及び第3号に掲げる事項については、当該各号において掲げられた事項ごとに顧客が理解したことを確認できる書式を用いなければならない。 6 前5項の規定は、協会員が当該バイナリーオプション取引等に係る契約の締結前一年以内に、当該顧客に対し当該契約と同種の内容の契約に係る取引説明書（第3項に規定する契約締結前交付書面を含む。）を交付しており、かつ、当該顧客より確認書を徴求している場合は、この限りでない。	合性原則と深く関係する規制（「取引説明書の交付及び確認書の徴求」、「取引限度額及び損失限度額」）については、他の規制と同様に、特定投資家以外の投資家（法人を含む。）のみを規制の対象とすべきと考えられる。 なお、本規則上、法人との取引が規制の対象となるのは、協会員が多数の個人を相手方として行う取引として提供しているバイナリーオプション取引を法人顧客が（たまたま）行った場合であり、協会員が法人を相手方として（個別的に）締結される「特定店頭オプション取引」については、本規則の規制の対象とはならない。 ※リスク及び手数料の額について、協会員がイ～ハ以外の事項について独自に取引説明書に記載したとしても、当該事項について確認書で個々の確認は求めない。 ※電磁的交付は、雑則でまとめて定める。

金先協規則	WG提示案	日証協規則（案）	備考
（取引基準の設定及び管理） 第１５条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、業務取扱規則第１９条による基準（以下、「自社基準」という。）を具体的に定めなければならない。 ２ 会員は、第１１条第１項に掲げる事項、その他会員が顧客との取引を適切に行うために必要となる顧客に関する情報に基づき顧客属性を区分し、前項の基準を定めなければならない。 ３ 第１項の基準は、顧客による過度に投機的な取引及び顧客に生ずる過大な損失の発生防止に資するものとしなければならない。 ４ 会員は、第１１条第１項第５号により顧客から申告を受けた額（「顧客申告額」という。）が、自社基準により定める額を上回る場合は自社基準により定める額を用い、顧客申告額が自社基準により定める額を下回る場合は顧客申告額を用い、当該顧客との取引を適切に管理する態勢を整備しなければならない。 ５ 会員は、顧客の取引額又は損失額が、前項により用いる額を上回ることとなる場合には、速やかに当該顧客に取引状況に関する注意を促し、当該顧客の取引状況が良好なものとならない場合には取引を解消するなど、顧客保護のために必要な措置を適切に行う態勢を整備しなければならない。 ６ 会員の内部管理担当役員等は、前項における顧客との取引の管理態勢が適正に整備されていることを点検しなければならない。	顧客の過度に射幸的な取引を防止するため、規則において以下の点を定める。 ①協会員は、バイナリー・オプション取引を取り扱う場合は、顧客から取引限度額又は損失限度額について申告を受けなければならない。 ②顧客属性に応じた取引限度額又は損失限度額を定めなければならない。 取引限度額は、過度に投機的な取引及び顧客に生ずる過大な損失の発生防止に資するよう、デリバティブ取引の経験、財産の状況、顧客からの預り資産の状況、投資目的等に照らして適切に定めるものとする。 ③協会員は、バイナリー・オプション取引における顧客の取引状況又は損益状況を把握し、①により顧客から申告を受けた取引限度額又は損失限度額、又は②により協会員が定めた取引限度額又は損失限度額を超えた場合の対応を定め、顧客の過度に投機的な取引及び過大な損失の発生を防止する態勢を整備しなければならない。 【WG検討結果】 ・当該両限度額の具体的基準等は定めない。 ・②の規制案のうち、「デリバティブ取引の経験、財産の状況、顧客からの預り資産の状況、投資目的等に照らして」という文言は削除。 ・取引限度額又は損失限度額を超えた場合の協会員の対応については、具体的な規定は設けない。	（取引限度額及び損失限度額） 協会員は、顧客とはじめてバイナリーオプション取引等に係る契約を締結しようとするときは、あらかじめ当該顧客から取引限度額又は損失限度額の申告を受けなければならない。 ２ 協会員は、バイナリーオプション取引等を行うに当たっては、顧客による過度に投機的な取引及び過大な損失の発生を防止することを目的として、顧客属性に応じた取引限度額又は損失限度額を適切に定めなければならない。 ３ 協会員は、バイナリーオプション取引等における顧客の取引状況又は損益状況を把握し、第１項に基づき顧客から申告を受けた取引限度額若しくは損失限度額を超えた場合又は第２項に基づき協会員が定めた取引限度額若しくは損失限度額を超えた場合に係る対応を定める等、顧客による過度に投機的な取引及び過大な損失の発生を防止するための態勢を整備しなければならない。	
（取引の執行） 第１６条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、特別の事由なく、顧客との取引を停止又は遅延させてはならない。 ２ 会員は、前項の事由を想定し、あらかじめ、顧客にその概要を説明しなければならない。 ３ 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引の停止又は遅延が生じた場合、速や	取引停止に関しては、以下の点を規則に定める。 ・参照指標の配信停止やシステム障害等の理由により、顧客との取引継続の停止又は新規売買取引の停止又は遅延（以下、「取引停止等」という。）が生じる可能性のある場合には、顧客に対し、あらかじめ想定される取引停止等の発生事由を説明しなければならない。 ・なお、マーケットの急変等により、適正な取引価格が「ペイアウト額と同額」又はゼロとなる場合に、当該取引価格を提示することは妨げられない。	（取引停止等の場合の取扱い） 協会員は、取引停止等が発生した場合には、取引停止等が発生した旨及びその理由を自社のホームページ等において公表しなければならない。 ２ 協会員は、取引停止等が発生した場合には、その発生原因等について検証を行い、当該検証が適切であるかモニタリングを行う態勢を整備しなければならない。	

金先協規則	WG提示案	日証協規則（案）	備考
かに関係する顧客に周知するため、当該事実及びその発生事由を公表するとともに、発生時の取引状況等を検証し、再発防止に努めなければならない。 4 会員は、前項の検証結果を書面にて保存しなければならない。 5 会員の内部管理担当役員等は、第3項の検証が適切に行われる態勢を整備しなければならない。 6 会員の内部監査部門は、第3項による検証の仕組み、その内容の妥当性を確認し、かつ、再発防止に向けた取り組みを監督しなければならない。	・顧客との間で、取引停止等が発生した場合には、取引停止等が発生した旨及びその理由をホームページ等に公表しなければならない。 ・取引停止等の発生理由の検証を行い、その結果を書面で保存し、その検証が適切に行われたかどうかについてモニタリングを行う態勢を整備しなければならない。 【WG検討結果】 原案通り		
（価格等の点検） 第17条 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引について、顧客に提示し、約定した取引価格が、第6条第1項に基づき適正なものとなっていることを点検しなければならない。 2 会員は、個人向け店頭バイナリーオプション取引の判定価格が、誤って配信された数値又は恣意的な操作による不正な数値を用いて決定されていないことを点検しなければならない。 3 会員は、前2項の点検結果を書面にて保存しなければならない。 4 会員の内部管理担当役員等は、第1項及び第2項の点検が適切に行われる態勢を整備しなければならない。 5 会員の内部監査部門は、第1項及び第2項による点検の仕組み、その内容の妥当性を確認しなければならない。	モニタリング態勢の整備については、以下の点を規則に定める。 ・適正な取引価格、判定価格による取引その他の本規則に定める事項を遵守するため、必要な社内規則を制定し、当該規則が適切に履行されているかについて、内部管理統括責任者の責任において、定期的に検査する態勢を整備しなければならない。 【WG検討結果】 原案通り	（社内規程の制定等） 協会員は、バイナリーオプション取引等を行うに当たっては、本規則各規定を遵守するために必要となる具体的な取扱いについて社内規程を制定しなければならない。 2 協会員は、前項に定める社内規程の遵守状況について、定期的な検査等のモニタリングを行わなければならない。	

金先協規則	WG提示案	日証協規則（案）	備考
（取引結果の公表） 第 18 条 会員は、個人向けバイナリーオプション取引について、一定の期間内に行われた顧客との取引の全体の状況に関し、個人向け店頭バイナリーオプションの種別ごとに、次の各号に掲げる事項の公表に努めなければならない。 （１）顧客の支払総額に対する顧客の受取総額の割合 （２）取引を行った顧客数に対する損失が生じた顧客数の割合	協会員におけるバイナリー・オプション取引に関する取引結果の公表について、規則において以下の点を定める。 ・バイナリー・オプション取引について、一定の期間内に行われた顧客との取引全体の状況に関し、以下に掲げる事項の公表に努めなければならない。 （ア）顧客の支払い総額に対する顧客の受取総額の割合 （イ）取引を行った顧客数に対する損失が生じた顧客数の割合 【WG検討結果】 原案どおり （注） ・公表する事項について、算出方法や期間等の具体的内容は定めない。	（取引結果の公表） 協会員は、バイナリーオプション取引について、一定の期間内に行われた顧客との取引全体の状況に関し、次に掲げる事項を公表しなければならない。 １ 顧客の支払総額に対する顧客の受取総額の割合 ２ 取引を行った顧客数に対する損失が生じた顧客数の割合	※条文の位置としては、（社内規程の制定等）の前に置く予定。
第 4 章 雑則			
（準用） 第 19 条 業務取扱規則第 25 条の 2 から第 25 条の 4 までの規定は、個人向け店頭バイナリーオプション取引に準用する。この場合、「外国為替証拠金取引」とあるのは「個人向け店頭バイナリーオプション取引」と読み替えるものとする。		（電磁的方法による交付等） 協会員は、第●条第 2 項に規定する取引説明書の交付に代えて、「書面の電磁的方法による提供等の取扱いに関する規則」（以下「書面電磁的提供等規則」という。）第 2 条及び第 3 条に定めるところにより、当該取引説明書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供をすることができる。この場合において、当該協会員は、当該取引説明書の交付を行ったものとみなす。 ２ 協会員は第●条第 4 項に規定する確認書の徴求に代えて、書面電磁的提供等規則に定めるところにより、当該確認書に記載すべき事項について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供を受けることができる。この場合において、当該協会員は、当該確認書を徴求したものとみなす。	
この規則は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。 ただし、この規則の施行の際現に個人向け店頭バイナリーオプション取引につき業務を行っている会員については、本規則に定める規定（ただし、第 9 条、第 10 条及び第 18 条を除く。）にかかわらず、平成 25 年 12 月 1 日から適用する。		附 則 この規則は、平成 25 年 12 月 1 日より施行する。	

改正案	現行	備考
(顧客からの確認書の徴求) 第 8 条 協会員は、顧客と新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引等(「バイナリーオプション取引に関する規則」第〇条第 7 号に規定するバイナリーオプション取引等を除く。次項において同じ。)若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる書面(以下「契約締結前交付書面等」という。)に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。 2 (現行どおり)	(顧客からの確認書の徴求) 第 8 条 協会員は、顧客と新株予約権証券若しくはカバードワラントの売買その他の取引(顧客の計算による信用取引以外の売付けを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引等若しくは特定店頭デリバティブ取引等の契約を初めて締結しようとするときは、当該顧客が当該契約に係る金商業等府令第 117 条第 1 項第 1 号イからニまでに掲げる書面(以下「契約締結前交付書面等」という。)に記載された金融商品取引行為についてのリスク、手数料等の内容を理解し、当該顧客の判断と責任において当該取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該取引等に関する確認書を徴求するものとする。 2 協会員は、顧客と店頭デリバティブ取引等(定款第 3 条第 5 号に規定する店頭デリバティブ取引等をいい、有価証券関連デリバティブ取引等(「CFD取引に関する規則」第 3 条第 1 号イ、ハ及びニの要件すべてに該当する取引並びに金商業等府令第 116 条第 1 項第 3 号イ又はロに規定する取引を除く。)及び特定店頭デリバティブ取引等に限る。以下この条において同じ。)の販売に係る契約を締結しようとするときは、当該顧客が次に掲げる事項を理解し、当該顧客の判断と責任において当該店頭デリバティブ取引等を行う旨の確認を得るため、当該顧客から当該店頭デリバティブ取引	※「有価証券関連デリバティブ取引等」 【投資勧誘規則】 (定義) 第 2 条 3 有価証券関連デリバティブ取引等 定款第 3 条第 4 号に規定する有価証券関連デリバティブ取引等をいう。 【定款】 (定義) 第 3 条 4 有価証券関連デリバティブ取引等 金商法第 33 条第 3 項に規定する有価証券関連デリバティブ取引等(同法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利に係るものを除く。)をいう。 【金商法】 第 33 条第 3 項より抜粋 有価証券関連デリバティブ取引等 第二十八条第八項第三号から第六号までに掲げるもの

改正案	現行	備考
3 (現行どおり)	等に関する確認書を徴求するものとする。 1 第3条第4項の重要な事項の内容 2 契約により想定される損失額（中途解約した場合の解約清算金（試算額）を含む。）を踏まえ、当該顧客が許容できる損失額及び当該想定される損失額が当該顧客の経営又は財務若しくは資産の状況に与える影響に照らして、当該顧客が取引できる契約内容であること。 3 事業の状況や市場における競争関係を踏まえても、継続的な業務運営を行う上で有効なヘッジ手段として当該取引終了まで機能すること（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。 4 今後の経営を見通すことがかえって困難になるものでないこと（当該顧客（個人を除く。）との契約が、ヘッジ目的の場合に限る。）。 5 勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではないこと（当該顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）。 3 (省 略)	
付 則 この改正は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。		

協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 3 条第 4 項の考え方

- 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 3 条第 4 項（平成 23 年 4 月 1 日施行）に規定する「重要な事項」の説明に係る考え方は、以下のとおりです。

1. 債券一般について

Q：債券の販売に当たっての重要な事項には何がありますか。

A：個人投資家に債券を販売するに当たっては、募集・売出時における目論見書による説明及び本協会規則に基づく知識の啓蒙（注 1）等に加え、債券投資の参考情報（価格情報）の入手方法について、当該事項を記載した書面を交付する等の方法により、個人投資家に説明する必要があると考えられます。

なお、具体的な説明事項としては、次の内容が考えられます。

（注 1）本協会規則に基づく知識の啓蒙とは、次の条文が該当します。

- ・公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則第 14 条第 2 号
- ・外国証券の取引に関する規則第 12 条第 2 号

（注 2）当該事項を記載した書面を交付する等の方法としては、本件に係る説明事項のみを記載した書面を用いる方法のほか、上記協会規則に基づく知識の啓蒙に用いるリーフレットに当該内容を記載し交付する方法や、外国債券については外国証券情報に記載して交付する方法など、様々な方法が考えられます。（外国債券については、「当社において販売いたしました外国債券の価格情報の状況等につきましては、当社にお問い合わせください。」旨の記載内容になる場合が多いと考えられます。）

〈価格情報の入手方法を記載した書面（例）〉

国内債券用

債券投資の参考情報の入手方法について

日本証券業協会では、投資者の皆様が公社債の店頭取引を行う際の参考情報として「売買参考統計値」及び「個人向け社債等の店頭気配情報」を原則として毎営業日発表しております。これらの情報は、インターネット（日本証券業協会のホームページ <http://www.jsda.or.jp/>）や一部の新聞等においてもご覧になれます。

また、当社の店頭においても、これらの価格情報のほか、証券取引所における約定価格（又は最終気配）をお問い合わせいただけます。

2. 店頭デリバティブ取引等について

Q：店頭デリバティブ取引等（定款第3条第5号に規定する店頭デリバティブ取引等をいい、有価証券関連デリバティブ取引等（「CFD取引に関する規則」第3条第1号イ、ハ及びニの要件すべてに該当する取引、並びに金商業等府令第116条第1項第3号イ又はロに規定する取引並びに「バイナリーオプション取引に関する規則」第●条第7号に規定するバイナリーオプション取引等を除く。）及び特定店頭デリバティブ取引等に限る。以下2.において同じ。）の契約における「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）と店頭デリバティブ取引等を行う場合には、契約締結前交付書面に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。

- ① 店頭デリバティブ取引等の対象となる金融指標等の水準等（必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。）に関する最悪シナリオ（過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。）を想定した想定損失額（試算額）
- ② ①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）
- ③ 原則として中途解約できないものである場合にはその旨
- ④ 中途解約すると解約清算金が発生する場合にはその旨及びその解約清算金（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した解約清算金（試算額）及びその解約清算金（試算額）を超える可能性がある場合にはその旨を含む。）
- ⑤ 勧誘した店頭デリバティブ取引等に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）

なお、①の最悪シナリオを想定した想定損失額及び④の最悪シナリオを想定した解約清算金に関する説明方法については、「8. 最悪のシナリオを想定した想定損失額等について」を参考にしてください。

3. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債について

Q：店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）に店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債を販売する場合には、契約締結前交付書面に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。

- ① 仕組債の対象となる金融指標等の水準等（必要に応じてボラティリティの水準を含む。以下同じ。）に関する最悪シナリオ（過去のストレス時のデータ等合理的な前提を踏まえたもの。以下同じ。）を想定した想定損失額（試算額）
- ② ①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）
- ③ 中途売却する場合における売却額（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途売却額（試算額）及び実際に中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性がある旨を含む。）
- ④ 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債に係る取引に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。))

なお、①の最悪シナリオを想定した想定損失額及び③の最悪シナリオを想定した中途売却額に関する説明方法については、「8. 最悪のシナリオを想定した想定損失額等について」を参考にしてください。

4. EBについて

Q1：EBの販売に当たっての重要な事項には何がありますか。

A：EBの販売に当たって、顧客に対し説明すべきEBの商品性に係る重要な事項としては、上記3の他、次の事項が挙げられます

（注）日経平均リンク債など株式市場の相場により償還条件が決まるものについても、同様の事項が顧客に対し説明すべき商品性に係る重要な事項と考えられます。

1. EBの商品内容

- ・EBは、主に、対象銘柄に係るオプションを内包している商品であり、将来の対象銘柄の株価の動向によっては、債券というよりは対象銘柄を現物で購入するのと同様の経済効果を持つことについて十分な説明を行う必要があります。
- ・当初価格（発行条件設定の基礎となった対象銘柄の価格又は当該価格に準ずるものとして各社において定める価格をいう。）、権利行使価格、利率、償還期限等について十分な説明を行う必要があります。
- ・他社株への転換に係る事項（権利行使価格と勧誘時における対象銘柄の株価の水準（勧誘時の株価、前場の終値、前営業日の終値等をいう。以下同じ。）の乖離幅、ノックイン条項その他の権利行使に係る特約等）

について十分な説明を行う必要があります。

- ・投資判断時の対象銘柄の株価水準によってはE Bに係る発行条件が当初価格の決定時点と比較して顧客にとって不利なものとなること及び当初価格と勧誘時における対象銘柄の株価の水準との乖離幅について十分な説明を行う必要があります。

2. E Bのリスク等

- ・金融商品販売法に基づく重要事項の説明はもちろんですが、株式で償還する場合、そのときの株価によっては実質的な償還金額が投資元本を下回るリスクがあることについて十分な説明を行う必要があります。
- ・E Bの投資効果について、将来の対象銘柄の株価の変動が与える影響をグラフを利用するなどにより顧客が理解しやすいような方法で説明を行う必要があります。その際、E Bは、対象銘柄を現物で購入する場合と同様に、対象銘柄の株価の下落に伴い損失も拡大するリスクがあることについて十分な説明を行う必要があります。

3. その他

- ・利息、償還差損益等に係る税務上の取扱い及び中途換金に関する事項等について説明を行う必要があります。

(注1) 上記の事項は、一般的なE Bの重要な事項についての考え方を示したものです。したがって、E Bの商品性等によっては上記以外の事項についても説明が必要となることがあります。

(注2) 募集・売出しによりE Bを販売する場合には、上記の事項を含め、目論見書の内容に沿った説明を行うこととなります。

Q 2 : Q 1 のほか、募集・売出期間経過後のE Bの販売に当たっての重要な事項には何がありますか。

A : 社内ルール等(注)に基づいて算出した適正な取引価格を提示し、取引しなければなりません。それに加えて、上記の重要な事項を十分に説明する必要があります。

(注)「公社債店頭取引における公正性確保のためのガイドライン」及び「外国株券等及び外国債券の国内店頭取引における公正性確保のためのガイドライン」を参照してください。

【その他の関連Q & A】

Q : 上記のほか、今後のE Bの取扱いに関して注意すべき事項はありますか。

A : E Bに係る償還条件決定の際の対象株式の売買に当たっては、作為的な相場形成等の法令に抵触することのないよう注意しなければなりません。

5. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託について

Q：店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）に店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託を販売する場合には、目論見書に記載されているリスク、手数料等の他、例えば、特に次の事項が挙げられます。

- ① 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の対象となる金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した想定損失額（試算額）
- ② ①で想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）
- ③ 中途売却する場合における中途売却額（試算額）の内容（金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した中途売却額（試算額）及び実際に中途売却する場合には、試算した売却額より下回る可能性がある旨を含む。）
- ④ 勧誘した店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の取引に応じなくとも、そのことを理由に今後の融資取引に何らかの影響を与えるものではない旨（顧客（個人を除く。）と融資取引を行っている場合に限る。）

なお、①の最悪シナリオを想定した想定損失額の説明方法及び③の最悪シナリオを想定した中途売却額に関する説明方法については、「8. 最悪のシナリオを想定した想定損失額等について」を参考にしてください。

6. レバレッジをかけることを運用方針としている投資信託について

Q：レバレッジをかけることを運用方針としている投資信託（取引所金融商品市場に上場されているもの又は5. に該当するものを除く。以下6. において同じ。）の販売に当たっての「重要な事項」には、何がありますか。

A：顧客（特定投資家を除く。）にレバレッジをかけることを運用方針としている投資信託を販売する場合には、他の投資信託と同じく、目論見書に記載されているファンドの目的・特色、リスクや手数料等を説明します。さらに、特に次の事項について説明を行うことが考えられます。

なお、説明に当たっては、顧客の理解を十分に得るように行うことが大切であることから、理解を得たことを確認するために、例えば、確認書の受け入れを行うなども考えられます。

- ① 対象となる指数に対して一定倍率での投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が下落した場合、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があること。
- ② 当該投資信託がブル・ベア型である場合は、ベア型については、対象と

なる指数に対して一定倍率反対となる投資効果を目指して運用されるため、対象となる指数が上昇した場合に、当該指数に比べて大きな損失が生じる可能性があること。

7. 同一外貨建商品間の乗換えについて

Q：同一外貨建商品間の乗換え勧誘に当たっての重要な事項には何がありますか。

A：商品に関する一般的な説明に加え、同一外貨建商品間の乗換え（売買）に関し、外貨決済が可能な場合にはその旨を十分に説明し、また、外貨決済が可能であるにもかかわらず顧客の指示等により円貨により決済を行う場合には、円貨に一旦換算することにより、為替換算に係る往復の費用を顧客が負担することとなる旨を十分に説明する必要があります。

さらに、当社において当該外貨について外貨決済の取扱いを行っていない場合には、決済が円貨により行われる旨を顧客に十分に説明する必要があります。

（注1）同一外貨建商品間の乗換え勧誘には、債券と投資信託の乗換え勧誘のように異なる種類の有価証券間の乗換えも含まれます。

（注2）同一外貨建商品間の乗換えについては、平成12年3月29日付会員通知（日証協（会規）11第50号）「証券投資信託及び外貨建商品の乗換え時における不適正な投資勧誘について」及び同日付会員通知（日証協（会規）11第51号）「証券投資信託及び外貨建商品の乗換え時における不適正な投資勧誘の具体的事例について」も参照してください。

8. 最悪のシナリオを想定した想定損失額等について

Q1：店頭デリバティブ取引や、それに類する複雑な仕組債・複雑な投資信託の重要な事項である「最悪シナリオを想定した想定損失額」（契約満了時・償還時）はどのような説明が必要ですか。

A：「最悪シナリオを想定した想定損失額」については、当該取引によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを顧客に分かりやすく説明を行うことが必要です。そのためには、次の2つの方法が考えられます。

（注）このQ1では、店頭デリバティブ取引においては契約期間全体（「契約満了時」と記します。）を通じての想定損失額、店頭デリバティブ取引に類する仕組債及び投資信託においては償還時の想定損失額の説明について解説しています。中途解約又は中途売却時の想定損失額についてはQ3を参照してください。

①参照する金融指標の過去の値動き（トラックレコード等）に照らした場合にどのくらいの損失が生じる可能性があるか

②参照する金融指標が下がった（上がった）ときにどの程度損失が生じるか（金融指標の下落（上昇）水準を複数設定し、それぞれどの程度損失が生じるか）

①を「ヒストリカルデータによる説明」、②を「損失シミュレーションによる説明」と呼びます。最悪のシナリオを想定して顧客に損失額を分りやすく伝えるという意味では、説明用資料には原則として①を記載する必要がありますと考えられます。

しかし、①については参照すべき過去のレコードがない場合や、商品性からみてヒストリカルデータによる計測がそぐわないもの（商品例は付記参照）もあると考えられます。このような場合は、例えば、②を記載し、それに加えて①を記載しない（できない）理由、どのような場合に最大の損失が生じる可能性があるか等に関する説明文章を加えるなどの対応を行うことが考えられます。

なお、①を記載する場合であっても、商品性に応じて②を併せて記載するなどして説明することを妨げるものではありません。

また、①はあくまでも過去の経験値に基づく算出であることを踏まえ、前提と異なる状況になった場合にはさらに損失額が拡大する可能性があること（どのような場合になるのかの説明を含む。）についても併せて記載する必要があります。「前提と異なる状況になった場合にはさらに損失額が拡大する可能性があること」の記載は、全ての店頭デリバティブ取引やそれに類する仕組債及び投資信託に必要なものですが、特に、過去には大きな指標の変動はなかったものの、商品性から見て①で算出した数値を大きく超える損失が生じる可能性が十分に想定される商品等の場合は、顧客が①の範囲でしか損失は発生しないとの誤解をしないように、説明を工夫することが考えられます。

一方、①を記載しない明確な理由がない場合には、②のみの記載とはせず、①も併せて記載する必要がありますと考えられます。

いずれの場合でも、当該取引によりどの程度の損失が生じる可能性があるかを分かりやすく、かつ誤解を与えないように顧客に説明する、という趣旨を踏まえた記載となるよう留意してください。

<ヒストリカルデータによる計測がそぐわない商品例>

- ・参照金融指標に過去実績がない商品（類似性のある値動きをすると考えられる指標で代替できる場合は、当該代替指標によりヒストリカルデータによる説明を行う。）【例：上場後日の浅い個別株式や新規設計の金融指標を参照するもの、ロックイン条項付であるが過去データに照らすとロックイン水準に達したことがないもの、等】
- ・参照金融指標が多岐にわたるなど、経験に基づく最悪のシナリオの想定

が困難と考えられる商品【例：多数の個別株式を参照し、それぞれにロックイン価格が設定されており、ロックイン銘柄数などにより償還価格が変動するもの、等】

- ・当該商品の価格又はキャッシュフローが、参照指数が一定の条件となれば0（ゼロ）、そうでなければ100となるというように、想定最大損失としては100%（商品価格は0（ゼロ））としか表現しようがない商品【例：償還時の参照株式の株価が一定水準以下になれば0（ゼロ）、それ以外の場合は額面100%償還となるもの、金利スワップで変動金利が0%となる場合が最大損失となるもの、等】
- ・発行体等の個別企業の信用リスクを参照金融指標とする、又は信用リスクのみが償還金額の毀損要因となる商品【参照企業にクレジットイベントが発生した場合に価格が変動するもの、発行体にクレジットイベントが発生した場合以外は額面100%で償還するもの、等】
- ・長期間にわたり、安定的に推移している金融指標を参照する商品【例：円金利を参照するもの、等】

等

※なお、この商品例に記載された商品であったとしても、協会員がヒストリカルデータによる計測が可能と合理的に判断する場合（償還時には計測不能でも中途売却時の計測は可能と判断する場合を含む。）には、その計測についての説明用資料への記載を妨げるものではありません。

Q2：ヒストリカルデータを用いて想定損失額を説明する場合、どの程度の期間を参照すればよいですか。また、損失額はどのように計算すればよいですか。

A：参照期間について何年間と定めていません。ただし、ヒストリカルデータを用いるのは、最悪のシナリオとなったときに想定される損失を分かりやすく示すことが目的ですから、協会員が当該商品の商品性に照らし合理的と考えられる期間で、かつ当該参照データが極めて大きく変動したと判断する時期を含んだ期間とすることが望ましいと考えられます。必ずしも、当該商品が参照する金融指標の残存する全ての期間のデータを対象とする必要はありませんし、複数の金融指標を参照する場合に、用いられるヒストリカルデータの参照期間が一致しなくてもかまいません。ただし、これらは顧客に十分理解されることが前提となることに留意が必要です。

想定損失額の計算方法は協会員が、顧客にとって分かりやすく、最悪のシナリオを合理的に想定できると考える方法で行っていただいてもかまいません。例えば、参照期間中の最大値と最小値の変化率を基に算出する方法

や、販売する当該金融商品の償還年限に合わせて、参照期間中の当該年数での最大の下落率を基に算出する方法などが考えられます。ただし、当該金融商品の償還（契約）年限が超長期となるものや、反対にごく短期間のものなどは後者の方法は適さない場合があると考えられます。

算出方法は、自社が取り扱うすべての取引や商品において、必ずどちらかの方法に統一しなければならないものではありませんが、少なくとも同種の取引や商品では可能な限り同じ算出方法とするなど顧客に誤解を与えないように留意することが必要です。

説明に用いるヒストリカルデータの数値等は、定期的に見直す必要があります。

なお、参照する金融指標の現在の値が、既に説明資料に記載されている最悪のケースに比して大きく変動しているような場合には、速やかな記載の変更が必要と考えられます。特に現在販売中の商品に関して、このような状況が生じた場合には顧客に対して当該状況について十分に説明することが必要です。

Q 3：店頭デリバティブ取引や、それに類する複雑な仕組債・複雑な投資信託の重要な事項である「最悪シナリオを想定した中途売却額（解約清算金）」はどのような説明が必要ですか。

A：「最悪シナリオを想定した中途売却額（解約清算金）」についても、「最悪シナリオを想定した想定損失額」と同様に、原則として①ヒストリカルデータによる説明を記載する必要があると考えられます。

なお、中途売却額（解約清算金）については、償還（契約満了）時とは異なり、店頭デリバティブ取引においては解約に伴う違約金の発生の有無、仕組債の場合は売却時の当該債券の流動性の状況や残存期間の利回り水準等も影響することとなりますので、説明用資料の作成に当たっては中途売却（解約）における条件（違約金の有無、どの時点での売却を想定するかなど）を留意事項として明示するなどの工夫が必要です。それらを踏まえたうえで、例えば、店頭デリバティブ取引について、中途解約時に発生する解約清算金の算出が真に困難であって、①を記載しない（できない）場合や補足説明をする場合には、②損失シミュレーションによる説明をすることが考えられます。ただし、②による説明のみでは、想定損失額を適切かつ十分に説明できない場合もあると考えられます。

そのような場合には、②で想定される理論的な価格水準を示すなどしたうえで、①による説明に代えて、次のような説明をすることでもよいと考えられます。

（i）取引の解約に伴い、協会員が第三者との間で行う代替契約の締結

又は反対売買によって、費用又は損失が生じること、(ii) 当該費用又は損失については、解約清算金(違約金)として、中途解約時に顧客が負担することとなること、(iii) 当該解約清算金(違約金)については、想定額の算出が不可能であること、(iv) したがって、想定損失額の算出が困難であること、(v) 顧客が支払う解約清算金(違約金)は、「最悪シナリオを想定した想定損失額」(契約満了時)をも上回る可能性があること、を示すことなどが考えられます。

また、店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・複雑な投資信託についても、当該商品に十分な流動性がないなどの理由で、中途売却額(解約清算金)の適切かつ十分な説明が真に困難と考えられる場合には、上記と同様に、②で想定される理論的な価格水準を示すなどしたうえで、算出が困難であることの理由を明記し、理論的な価格水準を上回る損失が生ずることがあることについて説明する方法も考えられます。

以 上